群馬県後期高齢者医療広域連合職員の私有車の公務使用に関する規程 平成19年4月1日

訓令第6号

改正 平成20年3月31日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、群馬県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の職員が公務を遂行するにあたって、自己の占有する自動車(以下「私有車」という。)を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(登録許可の基準)

- 第2条 私有車を公務に使用する場合の登録許可の基準については、次の各 号のいずれにも該当しなければならない。
 - (1) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償共済(以下「自賠責保 険等」という。)に加入していること。
 - (2) 自動車保険又は自動車共済(以下「自動車保険等」という。)に次の補償額以上で加入していること。
 - ア 対人賠償保険 無制限
 - イ 対物賠償保険 1,000万円
 - (3) 当該車両の使用者が職員であること。
 - (4) 自動車検査登録制度に基づく検査が行われている私有車であること。
 - (5) 当該職員が運転技術に習熟していると認められること。

(登録申請及び許可)

- 第3条 事務局長は、職員があらかじめ私有車公務使用登録申請書(様式第 1号。以下「申請書」という。)並びに車検証、自賠責保険等証書及び自 動車保険等証書の写しを提出することで、前条の規定により私有車の使用 を許可することができる。
- 2 前項の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局長に報告しなければならない。
- 3 事務局長は、私有車の使用を許可した後、その使用が登録申請書記載事項を逸脱して使用される可能性があると認める場合又は使用された場合は、その許可を取り消すことができる。

(使用承認の基準)

第4条 事務局長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、 私有車の使用を承認することができる。

- (1) 公用車の配車が得られないとき。
- (2) 公共交通機関を利用できない場所又は利用することで、著しく不便 若しくは不経済であるとき。
- (3) 原則として県内の出張であるとき。ただし、県外の出張であっても 比較的近距離の地にあっては、事務局長の判断により例外として認め ることもできる。
- (4) その他事務局長がやむを得ないと認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、職員が私有車を使用するとき、 次の各号のいずれかに該当するときは、原則として承認してはならない。
 - (1) 当該職員の健康状態が運転に適さないと認められるとき。
 - (2) 登録内容に変更等が確認されたとき。
 - (3) 当該職員の事情により車両の運転が適正と認められないとき。
 - (4) その他事務局長が適正と認められないとき。

(使用手続)

第5条 職員は、第3条の規定により許可された私有車を公務に使用する場合は、私有車公務使用簿(様式第2号)により、その都度事務局長の承認を得なければならない。

(旅費の支給)

第6条 前条の承認を得た旅行に対する旅費の支給は、群馬県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成19年広域連合条例第16号)の 規定を準用する。

(平20訓令2·一部改正)

(損害賠償責任等)

第7条 職員が承認を受けた私有車により公務執行中、事故により第三者に対して損害を与えた場合は、広域連合が損害賠償責任を負うものとする。この場合広域連合は、当該車両について加入している自賠責保険等(自動車保険等を含む。以下同じ。)を第1次的に充当する。

(私有車の損害補償)

- 第8条 職員が承認を受けた私有車により公務執行中、故意又は重大な過失なくして当該私有車に関して損害を受け、その損害について責めに任ずべき者からその損害の補償を受けることができず、又はその損害の原因について責めに任ずべき物が存在しないときは、原則として広域連合がその損害を補償する。この場合、当該車両について加入している自動車保険等のうち車両賠償保険があればそれを第1次的に充当するものとする。
- 2 広域連合が負担する修繕費等の額は、当該私有車を事故発生直前の状態

に復旧するために必要な範囲とし、当該車両の時価額を限度とする。 (その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 (平成20年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

年 月 日

事務局長 様

申請者 課名 職・氏名

ED

私有自動車を公務に使用したいので次のとおり申請します。

車両	自動車登録番号				車	種	名			
	使用者氏名				所有者氏名					
	車検証有効期間		年	月	日~	~		年	月	日
自賠責保険等	保険者名									
	証書番号									
	契約期間	年	月	日	~		年	月	日	カ月間
自動車保険等	保険者名									
	証書番号									
	対人賠償保険金額				対物賠	償保	険金額			
	契約期間	年	月	日	~		年	月	日	カ月間

許可番号

上記の私有車について、平成 年 月 日までの期間公務使用を許可します。

平成 年 月 日

群馬県後期高齢者医療広域連合

事務局長

印

私有車公務使用簿

平成 課 年度 私有車 用務地 承認日 事務局長 次長 課長 期日 用 務 職·氏名 同乗者 (基点) 許可番号